第9回秋田家庭裁判所委員会議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成20年6月25日(水)午後3時~午後5時

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

伊東孝平,狩野節子,川勝隆之,熊澤あゆ子,小林英義,佐々木繁,佐藤英治, 神敏郎,鈴木陽一(敬称略・五十音順)

(説明者)

大滝首席家裁調査官,齊藤首席書記官,清野事務局次長,武田主任家裁調査官 (庶務)

小野総務課長,門脇総務課課長補佐,佐々木庶務係長

- 4 議事
- (1)新任委員等の紹介
- (2)委員長の職務代理者の指名
- (3)第8回家裁委員会における提案等に対する説明
- (4)「少年審判における今日の現状と課題」を議題にした意見交換等
- (5)次回開催日時及びテーマについて
- 5 議事要旨
- (1)新任委員等の紹介

委員任命後,委員会出席が初めてとなる伊東委員及び神委員並びに平成20 年4月1日付けで任命された小林委員及び鈴木委員から,それぞれ自己紹介が 行われた。

(2)委員長の職務代理者の指名

委員長は,家庭裁判所委員会規則第6条3項により,委員長の職務代理者として鈴木陽一委員を指名した。

(3)第8回家裁委員会における提案等に対する説明

説明者から,前回開催日以降本日までの間に審判に移行せずに取下げ(申立の撤回)で終了した乙類調停事件5件について,取下げに至った理由が説明された。次いで,委員長から,前回開催日以降,調停事件の調停期日で申立人から取下げの意思が示された場合は,家事審判官がその意思を確認する運用を始めたことが紹介された。

(4)「少年審判における今日の現状と課題」を議題にした意見交換等

広報用ビデオ「少年審判~少年の健全な育成のために~」を視聴後,説明者から,少年保護事件の処理概略,調査官による調査の方法,少年審判における被害者のための制度等について、秋田家裁の実情を絡めながら説明が行われた。

(以下, が委員長, が委員, が説明者の発言)

秋田家庭裁判所における弁護士などの付添人選任状況について伺いたい。

平成19年に秋田家庭裁判所が扱った少年299人のうち,少年自身やその保護者の依頼で弁護士が付添人になった者は7人,保護者自身が付添人となった者は1人である。

事案の軽重はあると思うが,弁護士が付添人になった少年の数が意外に少な いと感じられた。

少年が身柄を拘束されて少年鑑別所に入ったケースは,昨年秋田県全体で4 5件あった。

それ以外の大多数のケースでは,非行を犯したために警察や検察庁での取り調べを受けたものの,少年自身は帰宅を許されており,少年にいわば挽回の余地が残されていると言うことができる。このような少年に対しては,非行後しばらく経過した後に,学校や職場で規則正しい生活を送ったり,被害弁償などの後始末をして,立ち直った姿を確認するという趣旨から,家裁調査官が少年,

保護者に対して家庭裁判所へ出頭を求めることになる。このため,事実に争いがある場合を除き,保護者等が弁護士に付添人を依頼するケースはほとんどない。

これに対し、少年鑑別所に入っている少年には、身柄の拘束状態が継続しているため、帰宅して挽回をするチャンスが与えられないことになる。このため、保護者等が中心となって、身柄を拘束されている少年に代わって被害弁償をしたりといった活動をすることになるが、その際、保護者等が弁護士に付添人を依頼して、被害弁償や少年に対するアドバイスをしてもらったり、少年の更生に向けた努力をしてもらうことがある。

一方,少年審判も裁判の一種であることから,適正手続を確保するために, 弁護士会が中心となって,身柄を拘束された少年に対し,法律扶助制度を利用 して弁護士を付添人に付ける扶助付添人制度が全国的に広がっている。また, 重大事件で身柄を拘束されている少年について,必要がある場合には,家庭裁 判所が国選付添人を選任できる制度が導入されたが,国選付添人が選任された ケースは全国的に見ても増えていない状況にある。

国選付添入制度は,処分が「検察官送致」になりそうな事案など限定的な運用となっているため,ほとんどのケースは,少年や保護者が自分で弁護士に付添人を依頼した,いわゆる私選付添人となっている。一方,弁護士会が費用を立て替えて弁護士を付添人に付ける扶助付添人制度は,運用基準がほぼ経済的問題に限定されるため,利用しやすいものとなっている。しかし,そのことを知らない家裁調査官がいるなど,周知されていないのが問題となっている。

また、刑事事件の場合には、逮捕された被疑者に対し弁護士が無料で接見する当番弁護士制度があり、ほとんどの場合、起訴後に国選弁護人として選任されるなど、かなりの成果を上げている。これに対し、少年事件の場合には、逮捕時の報道がほとんどされないため、逮捕された少年自身が当番弁護士制度の利用を申し出たり、保護者が弁護士に付添人を依頼する決断をしない限り、少

年が逮捕された事実を弁護士会が知る手段はほとんどないのが実情である。少年事件の場合には,少年鑑別所へ少年を入れる際に必ず裁判官が少年の弁解を聞く機会があるので,その際に扶助付添人制度の存在を少年に告知してもらえれば利用が増えると考えられるが,秋田の場合,そのような運用はされていない。たまに,少年の状況等から弁護士付添人を付ける必要があるとして,弁護士会(現在は「法テラス」が窓口)に依頼が来る程度である。それも近年は少なくなっているように感じられる。家庭裁判所におかれては,扶助付添人制度の活用を積極的に行うよう要望したい。

少年に保護者がいない場合には,少年の権利を擁護すべき者がいないことになるので,「秋田家庭少年友の会」という組織に保護者代わりとなる付添人の推薦を依頼したことがある。

前任庁では、観護措置手続をとった少年すべてについて、弁護士会にその事実を通報する運用をしていた。その結果、審判段階では、観護措置手続がとられたほぼすべての少年について、弁護士扶助付添人が付いていた。

その運用は,秋田家裁でもぜひ行っていただきたい。

一般の国民は、刑事事件も少年事件も人を裁く手続だと考えていると思うが、構造的には全く違うものである。刑事事件では、国家が人を裁くという観点から、検察官と弁護人という相対立する立場の者が行う主張や立証を中立的な立場の裁判官が判断する構造となっている。これに対し、少年事件では、少年自身や保護者、付添人だけでなく、裁判官を含めた全関係者が、少年の更生に向けて努力する、いわば皆が少年の更生という同一の方向に向かう構造となっている。これが少年の保護という少年法の理念ということになる。

現在では、少年が非行事実を大きく争う事案などでは、適正に非行事実を認定する観点から、検察官や弁護士付添人を手続に関与させることができるようになった。しかし、非行事実が認定された後は、再び少年の更生という方向に全関係者が向かうことになり、少年の保護という構造に変化はない。このよう

に少年審判手続における付添人の立場は,刑事裁判手続における弁護人の立場とは異なるということは理解しておく必要がある。

なお、最近大きく言われている被害者の権利保護という概念は、古い意味での少年の保護という理念からみると、かなり異質の概念と言える。ただ、これを「少年に被害者の立場について考えさせる手段である。」と考えれば、少年の保護という理念にも整合するものであるといえる。

そのとおりだが、これまでは被害者やその親族のいないところで少年審判手続を行っていたため、少年の情操面に入り込んだ手続運営も可能であったが、被害者傍聴制度が導入された今後は、被害者やその親族が見ている前で少年審判手続を行っていくために、そのような手続運営が難しくなるという面はありそうに思われる。

検察官送致の決定がされた事件が裁判員裁判の対象になることもあると思うが、その事件に裁判員として関与した場合、少年法の理念をどのように考えるべきなのか。

検察官送致となる事件の大部分は裁判員裁判の対象事件となるので,裁判員が未成年の被告人に対する事件に関与する可能性はある。検察官送致となって起訴された以上は,未成年であっても,一部の例外を除き,訴訟法上は成人と同様に扱われることになるので,少年法の理念が直接入り込んでくることはない。情状の判断の場面で,少年の可塑性をどの程度重視するかということになると考えられる。

少年の特性として,どの程度までが許されてどの程度以上が許されないのか 理解できないまま行動に走ってしまう傾向が挙げられるので,未成年の被告人 の場合,少年の可塑性をどの程度重視すべきか,裁判官でも判断に迷うときが ある。

以前勤務していた児童自立支援施設には,全国的にみると児童の約2割が家庭裁判所の少年審判により,残る約8割が児童相談所からの送致により入所し

てくる。このうち,少年審判で入所してくる児童は,少年鑑別所での鑑別を経ているため,当初は落ち着いているが,児童自立支援施設が,少年鑑別所と違い,原則開放処遇ということもあり,次第に生活が乱れてきて,ついには無断外出して帰ってこないということが多かった。そのような児童のうち何人かは,再非行を犯して,最終的に少年院に入所している。児童相談所から入所してくる児童の中にも対応に手こずる者がおり,児童相談所にお願いして家庭裁判所に送致してもらい,最終的に少年院に入った児童も多かった。

最近の少年法等の改正により,14歳未満の少年も少年院に送致できることになったが,小学生を少年院で処遇できるのか関心を持っている。

社会一般は少年犯罪が凶悪化しているというイメージがあるようで,実際, 凶悪犯罪の低年齢化という傾向がみられ,動機がはっきりしない少年犯罪も目 立っている。他方で,少年犯罪の数そのものは減少していると思うが,全国的 な傾向はどうなのか,説明してもらいたい。

事件数そのものは減っているが、それは主として少年の人口そのものが減少していることによるものと思われる。少年1000人当たりの非行率は、ここ10年間23ないし25人で推移しており、減っているわけではない。また、社会の耳目を集めた少年事件の多くで、家庭裁判所調査官による調査の結果、その背景に発達障害という病気があったことが判明している。そのようなケースでは、少年の処遇について検討する上で、教育と福祉の連携が必要となってくる。

少年審判では,少年に対する自力更生に向けての指導のみではなく,被害者 やその家族に対するケアもきちんとしないと,片手落ちになるのではないかと 思われる。

被害者等に対するケアの問題は、基本的には、行政機関の担当となる。ただ家庭裁判所は、他の裁判所などと違い、行政機関的な性質も持っていて、少年鑑別所や少年院などの少年保護機関とか警察との連携も可能なため、その連携

の場面で被害者側のケアを考慮することは可能である。また,家裁調査官が行う被害者調査の場面で,家裁調査官が被害者側の話を聞くことで,実質的なケアができることもあり得る。

なお,御指摘のあった点は,被害者に対する配慮という面では傾聴に値する 意見なので,今後ともその面での努力を進めていきたいと考えている。ついて は,現在の実情を説明してもらいたい。

警察署では、臨床心理士を雇用するなどして、被害者対策にかなり力を入れている。特に女性の被害者には手厚く対処している。これに対し、家庭裁判所では、修復的司法の観点から、多くの事件で、家庭裁判所調査官が被害者の気持ちを聴取し、それを調査や審判の場に反映することで、少年自身の自覚と反省を促している。

被害弁償の実情は、どうなっているのか。

刑事事件では、その裁判手続の中で、被害弁償についても裁判できる仕組みが制度として導入された。しかし、少年事件についてはそのような仕組みは未だ導入されていないので、別途、民事手続で被害弁償を求めていくことになる。

そのために,少年事件の弁護士付添人が被害弁償の橋渡しをしている。

少年院送致となった少年が出身地域に戻って来る場合には被害者と顔を合わせるおそれがあるが,その辺の事情はどうなっているのか。

少年院を出る際に被害者と接触しないことを約束させられるし,少年院に送 致された少年は,出身地域にいることができにくくなるのが実情である。

少年の再犯率はどの程度か。

その少年が成人に達してしまうと追跡が困難になるが,保護観察や少年院送 致になった少年の再犯率は,約2割程度と言われている。

成人と比べた場合には高いのか低いのか。

成人に達した後の追跡が困難なため、正確な比較はできていない。

(5)次回開催日時及びテーマについて

次回開催日時は10月15日(水)午後3時から,テーマは成年後見制度に関するものということで了承されたほか,裁判所利用者アンケートの結果を開示することになった。次々回の開催期日については,平成21年2月(テーマは未定)で了承された。